

静岡県告示第200号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
（略）			（略）		
島田市	（略）	（略）	島田市	（略）	（略）
<u>富士市</u>	<u>富士市永田町1丁目100番地</u>	<u>富士市永田町1丁目100番地</u> <u>富士市役所内</u>	磐田市	（略）	（略）
磐田市	（略）	（略）	（略）		
（略）			（略）		
株式会社 エイジェック	（略）	（略）	株式会社 エイジェック	（略）	（略）
		焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所市民課内			焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所市民課内
（略）			（略）		
（略）			（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年3月25日から施行する。